

平成25年度第2回 小高区地域協議会会議録

- 1 日 時：平成25年5月24日（水）
午後1時30分～午後4時16分
2 場 所：小高区役所 第3会議室（2階）

1 開 会（地域振興課長）

2 地域協議会成立要件の確認

地域振興課長

- ・ 当日の委員数：15人
- ・ 出席した委員：9人（欠席委員6人）

【出席委員名】

島尾 清助	鈴木 敬徳	佐藤 直美	齋藤 邦彦
末 芳治	阿部 治幸	齋藤 幸子	福崎 隆典
後藤 素子			

以上のことから、相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市の廃置分合に伴う地域自治区の設置等に関する協議書第10（2）の規定に基づき、委員の過半数が出席していることにより、本協議会が成立していることを確認した。

3 . 会長あいさつ

島尾会長（挨拶）

4 . 会議録署名人の指名

議長（島尾会長）

議事録署名人として、福崎隆典委員、後藤素子委員を指名します。

（説明職員）	小高区役所長	村田 博
	小高区地域振興課長	安部 克己
	同 庶務係長	佐藤 浩一
	同 振興係主査	青田 吉彦（書記）
	建設部建築住宅課長	高玉 利一
	同 建築営繕係長	西 章仁

健康福祉部地域医療担当理事	高島	正一
健康福祉部健康づくり課長	新妻	良司
同 地域医療対策担当係長	高野	真至

5. 議 事

(1) 報告事項

平成25年度第1回協議会（三区合同会議） 会議録の確認について

庶務係長 会議録を事前送付しておりますが、確認をお願いします。

議長（島尾会長） 訂正の申し出がありませんでしたので、配付された案により議事録を承認します。

災害危険区域の指定について

議長（島尾会長） 担当課より説明願います。

建築住宅課長及び建築営繕係長 （災害危険区域の指定について、事前配布資料により説明）

議長（島尾会長） 質問を受けます。

末委員 地図に太い赤線で示された外側にも、赤く色付けされたところがありますが、太い赤線の外側であれば家を建ててもいいのですか。

建築営繕係長 太線の内側は災害危険区域となるため、住宅の建築はできません。その外側で赤く色づけされたところは、移転促進区域として、集団での移転はできますが、個人での移転についての助成はありません。

福崎委員 今回の区域指定について、住民の要望はどのように取り入れられたのか。

建築営繕係長 この移転促進区域を設定することについて、津波被災を受けた方に説明を行い、その区域の住民の方々のご意見をお聞きしました。

福崎委員 今後も、地元協議の進みによって、区域の追加設定が行われるということですか。

建築営繕係長 そのとおりです。

議長（島尾会長） 集団移転の対象となる集団の定義はどうなっていますか。

建築住宅課長 5戸以上です。

議長（島尾会長） 災害危険区域内の世帯数と人数は分かれますか。

建築住宅課長 手持ち資料に無いため、別途地域協議会に報告します。

議長（島尾会長） どのような行程、日程で地元説明を行っていくのか。

建築営繕係長 都市計画課で地元に入って説明を行う時に、あわせて説明を行っています。

議長（島尾会長） 了解しました。

議長（島尾会長） 報告についての質疑は、以上で終了します。なお、災害危険区域内の世帯数と人口について、次回協議会時に資料提出をお願いします。

（２）その他

南相馬市小高区地域医療復興計画策定に係る市民アンケート調査結果について

健康づくり課長 （事前配布資料により説明）

議長（島尾会長） 質問を受け付けます。

末委員 アンケートでは、かかりつけ診療所の開設を望んでいる住民が多いとありますが、開業医の態度がはっきりしない中で、市としてはどう考えているのか。

地域医療担当理事 小高区が今後居住できる状況になったとき、医療機関が全然無いのでは戻ってこられる方の安全安心を確保できないため、市では復興計画として道筋を作りたいと考えています。医師の中でも態度を決めかねているという状況ですが、先生方が戻ってくるという環境になるということも計画に含めたいと思います。

末委員 戻ってくる人の大部分が高齢者で病院が必要となる人であり、戻れる時期が来たときに、開業医 1 人や 2 人だけ、小高病院が無く、総合病院に行くしかないとなった場合、不安で戻ってこないのではないかと。

地域医療担当理事 医療もインフラの一部です。先生方が戻って診療していただけるというのは、医療インフラのソフトの部分であり、これまでの計画には漏れていたため、先生型が戻ってこられるような環境を今回の復興計画に盛り込んでいきたいというのが、策定に至った経過です。

末委員 開業医の戻る医師がはっきりしていない中で、市として、小高病院に 2 人、3 人の医師を確保して、安心ですから戻ってくださということとはできないのか。

地域医療担当理事 小高病院の存続問題もからんできますが、現実問題として、小高病院に医師がいないということで休止状態にある。その他の診療所の先生方も別のところに勤務しているなどで、戻る時期がわからない。それらを踏まえて、市としては、せめて日中の外来について、診療所などで対応できる体制を確保したいと考えています。最初から小高病院が以前の形で完全な体制にはできません。しかし、小高区の方が戻ってくるための安心安全のために必要なので、極力医療

体制が確保されるように努力して、復興計画の策定につなげていきたい。

議長（島尾会長） 帰還したときに必要なインフラの一つとして、医療機関を整備しなければならない。開業医の先生について不確実であれば、確実にするまでの間は小高病院が率先してあたる使命がある。今後、特別養護老人ホームを開設するにあたって、地元と連携する医療機関が必要であるので、小高病院といった形で、3・11以前の形のものを整備して欲しいと要望します。

福崎委員 アンケートの結果で、介護施設に20.2%の要望があるが、小高病院にクリニックの機能と待機高齢者の施設を併設することを今回の計画に入れる考えは無いのか。

地域医療担当理事 今、アンケートの結果が出たところであり、今後、福崎委員からいただいたような話も含めて、どのような形でこの地域の医療を戻していくかを計画として取りまとめていきます。

福崎委員 小高病院の改修をしているが、再開できる状態まで戻る見込みがあるのか。また、私立の医療機関は採算性が優先であるが、公立病院は不採算部門を担う使命がある。

地域医療担当理事 小高病院の外構部分の改修を25年9月までに完了する計画で進めています。その他に内部がどの程度被害を受けているのか、今後詳細調査を行い、建物の復旧を進めていきます。器ができて、皆さんが戻ってくるときに、中身をどのような形で揃えていくかについて、7月の復興計画素案に盛り込んでいきます。素案ができましたら、パブリックコメント等の手続きも含め、皆様のご意見をいただき、確定した計画に取りまとめていきます。

福崎委員 現在の小高病院が休止していることについて、保健所にはどのような届出を行っていますか。

健康づくり課長 震災後、従事する医師がいないということで、23年6月頃、保健所に休止届を行っています。

鈴木敬徳委員 アンケートで精神的な疾患があるという方が12%とありますが、精神的に病んでいる方が、仮設住宅の周辺住民に迷惑を掛けている事実を招致していますか。

地域医療担当理事 仮設住宅であれば、健康づくり課の保健師が入居時に健康状況調査を行っている。そこで精神的な疾患があるという場合は、ボランティアで来ていただいている精神保健福祉士や精神科医師、また、県の心のケアセンターから南相馬市に2名の保健師が常駐で派遣されていますので、そちらにつないでいます。治療を要する場合には、雲雀が丘病院、緒方メンタルクリニックなど受診を勧めています。保健師も対応していますが、不十分な状況ではあります。

鈴木敬徳委員 現場を見なければ分からないこともある。地元の区役所でも対応

がなされていない。人に迷惑を掛けるような状態の方については、治療できるような体制を早くつくってください。

地域医療担当理事 そのような状況であれば、情報提供をいただき、最初に保健師が対応するようになっています。

鈴木敬徳委員 県から派遣された保健師はどこにいるのですか。

健康づくり課長 原町保健センター内に心のケアセンターの部屋を設けて、そこにおります。保健師や看護師がチームとなって、仮設住宅や借り上げ住宅に巡回しています。また、情報をいただければ、対応させていただきたい。

末委員 そういう方は、社協の生活相談員や包括支援センターなど来てくれているのですが、いくら周りが言っても、言うことを聞かない。社会福祉協議会でもデータを持っているが、周りに迷惑を掛ける人は移動していただくことや、強制的に治療を受けていただくなどの対策をして欲しい。

地域医療担当理事 国では、精神疾患を持つ方について、以前の、精神病院に入院していただくということではなく、軽い方は社会生活で対応する。定期的な服薬で改善するはずの人が薬を飲まないで症状が悪化しているような場合は、治療行為として、薬を定期的に服用する習慣を身に付けさせる対応が必要と思います。そこで、委員が言われるように、そこまでどうやって持っていくかは課題だと思います。南相馬市内に精神科の医師が4、5名おられますが、少ないと思うし、震災後、精神科の医療環境が一般の医療環境に比べて落ち込んでいる。この地域が精神科の医師が少なく、入院施設も少ないことから、一般の方と一緒に生活することで、ストレスが多くなり、症状が重度化している。

鈴木敬徳委員 今、精神疾患で困っている方の状態を見ると、今後の生活がなおさら困難であると思われる。行政で救っていただく手立てを講じてください。

健康づくり課長 ご指摘のとおりで、震災前であれば慣れ親しんだ自宅で生活することで精神疾患にはならなかった方もいると思います。今後、担当看護師や保健師の訪問を密にして対応していきたいと思います。

後藤委員 借り上げ住宅への訪問が最近はじまったようですが、借り上げ住宅に訪問しても門前払いを受けるということも聞いています。

健康づくり課長 借り上げ住宅といわれる、アパートなどの状況が掴めないことが悩みであり、相談を受けないと状況ができないところもある。

地域医療担当理事 借り上げ住宅についても、社会福祉協議会の生活支援員による訪問が始まりました。そちらとも連携して訪問する活動をしています。

議長（島尾会長） 策定までの流れの説明がありました。回答は不要ですが、計画の策定と並行して、大震災と原発被害からの小高病院の復旧について、国・県にお願いして新たな支援メニューを探さなければならない。また、小高病院と総

合病院で県立医大の医局が異なることから、医師の確保について、震災前に小高で精神科と内科の病院を開設していたところなどと協議することや、外部の病院等での指定管理などの手立てを進めてほしい。

議長（島尾会長） その他、質問がないようですので、報告については終わります。

【休憩 14：46～14：56】

平成25年度小高区地域協議会委員視察研修について

庶務係長 視察研修案について、資料により説明。

議長（島尾会長） 小高区からの避難者との意見交換について、15名の委員で伺うとなると、相手方が少人数の場合は威圧的になるという懸念があります。

後藤委員 現在、5～6人ということですが、募集する形にすれば一定の人数が確保できるかもしれない。新潟県では見守り相談員という方が委嘱されて避難者の対応にあたっていただいているので、見守り相談員を通じて呼びかけることもできると思います。

庶務係長 何かしらの手段を使って周知を図るという後藤委員のご提案は大変ありがたい。しかし、ご周知するにあたってはなかなか難しいところあると思います。避難者対応のため、山形の避難所に1年おりましたが、後半になると集会を開いても少人数しか集まりませんでした。自治組織がしっかりとできていないと、集会を呼びかけても集まっていただけなのが現実です。よほど魅力的な内容にしないと参加していただけないと考えています。

末委員 南相馬市と限らなくても、福島県内からの避難している人の組織は無いのか。

後藤委員 浜通りから避難した人がつくった浜通り会というものもあります。毎週水曜日に南相馬、浪江、双葉、楡葉からの方が20名くらい集まっています。

庶務係長 以前の会議において、帰還において何が障害となるのかをお聞きして行政につないでいきたいという意見をいただいていた。

齋藤邦彦委員 浜通り会はどのような名目で集まっているのか。

後藤委員 浜通りから避難している人にお年寄りが多いということで、見守りが必要ということで、毎週集まって、顔を見ることで健康状態を確認するという意味合いが強い。

庶務係長 小高だけでなく避難されている多くの人からのご意見を交換する機会を持つということが委員の総意であれば、後藤委員にお骨折りいただいてそのように進めさせていただきたい。

議長（島尾会長） 今、地域協議会の最大の目標は、小高から避難した方が一人でも多く戻れるような環境づくりという思いがある。小高区は南相馬市の中の小高区という位置づけと、原発から20キロ以内という双葉郡の方々と共通するところの二面性がある。

福崎委員 同じ浜通りという広い視点で研修することで得ることもある。

末委員 小千谷震災ミュージアムの近くに、震災からの復旧をした山古志村があるが、映像だけでなく、震災被災地を直に見ることも重要と思う。

庶務係長 小千谷市を研修先に設定したのは、以前の協議会で提案をいただいたということと、施設を見学していただくことについて、地震を体験していただくということではなく、震災の風化をさせない手段として施設を設けたということとを研修すると考えていました。原発被害ということについて、時間が経つことで風化をしていくこととなると思います。それについて、何かを考えていかななくてはいけないということで、その手段の一つである施設を視察することを計画しました。また災害協力協定を結んでいるということもあり、小千谷市を研修することで計画しました。

議長（島尾会長） 追加して研修することが日程的に可能か検討ください。

庶務係長 検討します。

阿部委員 私は秋田県に避難していましたが、そこでは、秋田県が主催して、知事立席で、被災者の懇談を行ったということがありました。

庶務係長 そういったことも含めて、後藤委員とも相談検討をしていきます。

議長（島尾会長） それも含めて検討するということですので、事務局にお任せください。

阿部委員 意見交換において、我々は地域協議会委員として参加するので、市の組織の一員という立場になる。

議長（島尾会長） 同じ住民としての意見交換であると思います。ただ、我々は委員の合意があれば、地域協議会として市長に意見を申し上げることができるのはありますが、我々が今後活動していく中での参考となればよいと思っています。

後藤委員 地域協議会としては小高区への帰還につなげたいという目当てはありますが、避難されている方と話をする中で、帰還という言葉が避難者の感情を害するかもしれないという共通認識は持って欲しい。

庶務係長 今回の研修の日程として平日を設定したことについて、最後に確認をいただきたいと思います。

議長（島尾会長） 他に無いようですので、日程については、6月25日と26日の平日で実施することに異議はありませんか。〈なし〉

それでは、提案の日程で行います。

その他

福崎委員 議会開会月は地域協議会を開催しないことを提案します。

議長（島尾会長） これまで、議会開催月も実施してきたところです。

阿部委員 月例でいいと思います。

庶務係長 現在、原町区と鹿島区は、議会開催月は会議を行わないということです。

地域振興課長 事務局内で相談して、会長に相談します。

阿部委員 小高の小学校、中学校の5校によるPTA連合会で8月24日に鹿島区でなつまつりを開催します。JAXAからも講師を招いての講演を計画しています。地域協議会としてもご支援をいただきたい。

佐藤直美委員 今後の農業再開の展望はどうなるのか。試験田のために、ため池の改修をお願いしたが、除染と同時ということで、延期となっている。縦割りを排して、住民が希望する方策を講じて欲しい。

議長（島尾会長） 佐藤委員の気持ちは十分に理解します。農地の草刈りについて、ボランティア、復興組合にお願いすることと、自分で解決できることは解決することも必要と思う。

佐藤直美委員 希望を持たせないと人間は墮落するし、意欲も無くなる。

小高区役所長 3月27日に開催しました第12回地域協議会で回答を留保しておりましたことについて回答をいたします。

1. 文化祭でのこどもの作品展示について

後藤委員から質問のありました文化祭にあわせて子供たちの作品展示を行うことについて、5月27日に文化祭祭典執行委員会が行われますので、その際に申し上げます。

2. 神山の仮置き場予定地の文化財について

鈴木敬徳委員から、神山の仮置き場予定地に文化財がある可能性の指摘をいただきました。現地を確認して、市の文化財課と県の文化財課に問い合わせをしました。その回答として、敷地を造成するにあたり、深く掘るということであれば立ち合いをさせて欲しいということですが、表土を整地する程度であれば、そのまま行っていいということでした。工事の中で深堀を予定していないので、工事に支障は無いと考えています。

3. 学力強化推進事業について

島尾会長より、市内避難者だけ対応なのかというご質問がありましたが、ご指摘のとおりです。

4. 学力強化推進事業について

齋藤幸子委員より、学力強化推進事業について、中学3学年からでは手遅れではないかとのこと指摘がありました。また、島尾会長より、学力強化推進事業について、なぜこれが必要となったかの実態調査の裏づけが必要とのこと指摘がありました。

回答として、英語と数学の平均点で県内平均を下回るため、予備校に依頼して、講師の派遣を受けるものです。中学2年も実施することを検討したが、委託先より、人材が不足して対応できないと回答があったということです。

5. 学校の用務員確保について

阿部委員より、学校の用務員確保が新年度予算で対応されているのかというご質問がありましたが、仮設校舎において、用務員を1名確保しているということです。

6. タニコー第二工場への作業員宿舎設置について

佐藤良一委員より、タニコー第二工場への作業員宿舎設置についてご質問がありました。こちらについて、直接、商工労政課及びタニコーに確認したところ、現在、タニコー第二工場は休止しているが、再開に向けて準備しているところであり、ご質問のようなことはありませんという回答を得ています。

7. 企業が戻るための要件整備についての要望事項について

島尾会長より、今離れている企業が戻るための要件整備についての要望事項は市にきているのか。また、それに対する市の対応についてご質問がありましたが、商工労政課に確認をしましたが、特にそのような要望は聞いていないということです。ただし、現在再開している事業所にお聞きすると、片付けごみの対応について困っているということは聞いています。

8. 屋外での火気使用禁止について

島尾会長より、屋外での火気使用禁止の徹底についての質問がありましたが、避難指示区域である小高区での屋外での火気使用については、法的に禁止されてはおりませんが、水道が完全復旧していないこと、即応できる消防団員が少ないことなど、屋外での火気使用は原則行わないよう行政での指導を行っている。

9. 県が集計しているアンケートの結果について

福崎委員から、県が集計しているアンケートの結果について質問がありましたが、県が主体として調査及び集計・分析作業であり、まだ公表できる状態にないという回答でした。

議長（島尾会長） 関連して、この間の火事の際、消火栓が使えなかったということをお聞きしましたが、小高区内の消火栓の復旧状況はどうなっているか。それと、火災の原因は何でしたか。

小高区役所長 消火栓については、ブロックごとに復旧を進めており、この間の火事では、その区域の消火栓はまだ復旧しておりませんでした。小高区内に220基の消火栓があり、北部簡水29基及び西部簡水45基については100%復旧しています。小高の市街地には146基ありますが、そのうち85基が使用可能です。この間の火事ではその未復旧の区域であったため、小高小学校のプール水を利用して消火活動を行いました。火事の原因については、新聞でも報道がありました。漏電ではないかということで、なお調査中ということです。なお、火気使用禁止については、市の広報に掲載して周知徹底を行います。

議長（島尾会長） 以前より、屋外での火の使用については、消防署等への届出をしなければならない。

斎藤幸子委員 車椅子の子供が中学進学するが、車椅子で参加できるクラブ活動の選択肢が少ない。

後藤委員 原発で子供が避難して、児童生徒が少なくなっているのだから、一人でも希望する子がいるのであれば、部活動をやる事が必要です。

斎藤幸子委員 教科内活動なので、必ずどれかの部活動に所属しなければいけない。

議長（島尾会長） 全てを原発のせいにすることはできない。まず、本人の希望と家族の意向を把握するのが大切だと思います。

6. 閉 会

議長（島尾会長）

以上で本日の会議は終了する。（午後4時16分終了）

以上のとおり相違ありません。

会 長 島 尾 清 助

会議録署名人 福 崎 隆 典

会議録署名人 後 藤 素 子